

産業連関構造調査（通信・放送業等投入調査）
調査票の記入の手引

調査対象事業：固定電気通信業

<調査票の提出方法>

- ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒（切手不要）に封入してご返送ください。
- 電子調査票の利用及び電子メールによる提出も可能です。

<調査票の提出期限>

- 調査票の提出は、令和3年10月31日までをお願いします。

<調査票の記入のしかた>

- 調査票の記入は、黒色のボールペン又は鉛筆をお願いします。
- 金額欄は万円単位としていますが、概算でも可能な限り記入してください。
(十万円以上の単位で記入する場合は、記入単位未満の桁を「0」で埋めて下さい。)

<調査票の記入についてのお問い合わせ>

- 調査票の記入についてのご質問などございましたら、下記までお問い合わせください。

「通信・放送業等投入調査」事務局

電 話：0120-700-498（通話料無料）

※携帯電話・IP電話からのご利用いただけます。

[受付時間] 平日(土・日・祝日を除く) 9:30~17:30

(業務委託先) ※総務省は本調査を下記事業者に委託して実施しています。

株式会社 東京商工リサーチ

〒100-6810 東京都千代田区大手町1-3-1 JAビル

<調査対象事業について>

○本調査の調査対象事業の分類及び範囲は、以下のとおりです。

調査対象事業についての記入は 囲みの事業を対象として下さい。

事業の種類	事業の範囲
郵便・信書便業	郵便物，信書便物，郵便切手類，印紙の取扱
固定電気通信業	固定通信サービス（インターネット接続を含む）
移動電気通信業	移動通信サービス（インターネット接続を含む）
電気通信に附帯するサービス業	携帯電話契約事務取扱，空港無線，移動無線
公共放送業	公共放送
民間放送業	テレビ放送，ラジオ放送，衛星放送
有線放送業	有線テレビ放送，有線ラジオ放送
インターネット附随サービス業	インターネットを利用するサービス提供

(備考)

○物品販売は除いてください。

○「郵便・信書便業」には，銀行窓口業務及び保険窓口業務を含みません。

○「固定電気通信業」には，以下を含みます。

インターネット・サービス・プロバイダ (ISP)，インターネット・データ・センター (IDC)，
インターネット・エクスチェンジ (IX)，サーバー・ハウジング，サーバー・ホスティング

○「インターネット附随サービス業」には，以下を含みます。

ウェブ情報検索・提供，サイト運営，コンテンツ配信，アプリケーション提供，
電子認証，課金・決済代行，情報ネットワーク・セキュリティ

なお，ホームページやアプリケーションソフトの「制作」については含みません。

<調査項目の内容について:固定電気通信業>

○調査票3 ページ目の項目内容について解説します。

運輸関連	
運送料	物品の輸送費の支払が該当します。
倉庫料	物品の保管費用の支払が該当します。
郵便・信書便への支払	郵便・信書便の経費が該当します。
通信関連	
固定電気通信への支払	通信設備・回線使用料, 業務委託費等の他社への支払が該当します。(左頁の備考も参考にご覧ください。)
移動電気通信への支払	自社の業務に係る移動通信サービス(インターネット接続を含む)への支払が該当します。
インターネット関連への支払	自社の業務に係るインターネットを利用するサービスへの支払を記入してください。(左頁の備考を参考にご覧ください。)
携帯電話取扱店への支払	自社の業務で使用する携帯電話の契約手数料が該当します。 ただし, 電話機の購入代金は調査票4ページの「305 通信機器」に記入してください。
放送関連	
公共放送への支払	事業所として契約しているテレビ・ラジオの有料サービス(受信料, 視聴料)への支払が該当します。なお, これ以外にも放送会社への支払があれば, その額も含めてください。
民間放送への支払	
有線放送への支払	
メディア・興行関連	
広告・宣伝への支払	テレビ, ラジオ, インターネット, 新聞, 雑誌, 交通その他の広告宣伝への支払が該当します。
映像, 音声, 文字情報制作への支払	映像や音声の情報の制作, 出版物や刊行物の制作, 広報・広告物の印刷等への支払が該当します。
興行場・興行団への支払	イベント開催によるタレントや芸能プロダクションへの支払, コンサートや演劇, 演芸の開催による興行関係者への支払が該当します。